平成２２年（フ）第２３３号
宮崎県西都市大字三納12496番地
債務者　楠本　郁子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５７号
宮崎市大字小松1216番地39
債務者　西原　　晃
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６０号
宮崎市恒久南３丁目２番地10
債務者　簗瀬喜代子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６４号
宮崎市佐土原町下田島11563番地１　メゾンウィルモア207号
債務者　大山　桂子（旧姓立野）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６８号
宮崎市希望ケ丘４丁目15番５号
債務者　髙橋　里佳
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋190番地３
債務者　右田　千秋（旧姓西牟田）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２０４号
沖縄県那覇市識名４丁目９番26号　識名コーポ101
債務者　金城　吉秋
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４４号
岩手県花巻市上根子字中野52番地２
債務者　金澤　一隆
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第４５号
岩手県花巻市上根子字中野52番地２
債務者　金澤　春奈
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第４９号
岩手県北上市和賀町煤孫８地割41番地４
債務者　高橋　真弓
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１０７号
宮城県柴田郡柴田町西船迫１丁目11番地26
債務者　長谷川文恵
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１３９号
福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂135番地の５　雇用促進住宅２―101
債務者　後藤　直美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１４０号
福島県いわき市好間町下好間字向山39番地の14、前住所福島県いわき市好間町下好間字叶田15番地　市営住宅５―６
債務者　矢吹　寛子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第７６号
石川県加賀市大聖寺敷地ヌ１番地１　敷地団地43号室
債務者　橋本　　進
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４２６号
兵庫県尼崎市大庄中通４丁目８番地の１エクセレント大庄103号
債務者　田中　勇一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１４号
兵庫県尼崎市西立花町５丁目２番11号
債務者　八綿　和子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３００号
大分市賀来北２丁目16番６―303号　コーポ車木
債務者　中山　泰彦
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係